

(1)

(ニルはまた新開地その他一切に公開をせよとの旨)
分たぐとヒミツにここのおいて下さい

移動損害要求に関する全加日系市場のブリーフ(草案)

序 文

(Japanese translation of National JCCA
Claims Brief in draft form.)

一九四二年十月のパール・ハーバー後太平洋沿岸の日系人總移動を促進せねばならぬと考へられ、六月以後に約二万二千人が緊急措置によつて立ち退かされた。ビーレー・セキリラー・コミッションが此の大家の移動を遂行する責任を持たされたのであるが、その仕事の大さごとくこれを要したために、個人の権利擁護や人道的考慮を拂ふ餘地は殆んどなかつた。

カストゲアンとして行動した大タウ政府の國務相は、移動者の財産や家財を、富貴行や價値低下や破壊から保護するといふ重大にして不可能なる任務を負わされた。その任務は次の諸理由によつて不可能だったのである。

(A) 急いで多数の事務職員を組織しなけれななかつた。

(B) 短時間の通告によつて家族を移動させた。特に遠隔不便の地域では、彼等の財産を保護したり記録を作るに十分な時間なかつた。

(C) 反日気分が強いところでは日本人の物は盗み、破壊、家宅への不法侵入による持ち逃げの目に見逃がされるというほどに道義は低下していった。

(D) 移動者の間における不安・混乱に影響をされて、彼等の財産保護に必要となる多くの用心を看過された。

(E) 軍隊的な一とかげの的なり方から起る有らゆる害悪。

移動する前に、ニルらの人々はその財産を処分することを許された。或る場合にはカストゲアンは、それをすすめた。然しながら、移動命令のために多くの不注意な委員却が行われ、普通な市場(マーケット)で自由に賣る場合とは違つた。清算と処分の場合と同じ打撃を受け、大きな損害を被つた。

移動すると共に現金や証券を除くほか(船は一九四三年八月まで)のあらゆる財産はカストゲアンに委託された。最初政府では、ニルらの不幸な目にあつた人々の財産を保護するつもりであった。人々は政府とカストゲアンの度々の聲明を信じて、財産の世話を彼等の手にゆだねたのである。こうした見込のために多くの人々は、よしや夕イムがあつたとしても完全なる目録を作らずに彼等の持物を残して行つたのである。同じく想の故にカストゲアンのファイルド・メン(地方出張員・外勤)も、彼等が財産のあるところに行つた場合にも、單に大伴の目録を作つただけであつた。彼等もまた圧迫の下でセカクと働いたのである。

(2) ニルラの財産のすべてを保護する仕事の不可能を一ヶ月間の経験を経て知った政府はその方針を適当に処分するにしようとした。その間にルビヤ行、盗み、破壊は續けられたのである。若し此の方策が總移動の時に立てられて、財産を始末する時内加許されたのであつたらうば、日本人は完全な目録を作つてその財産に対する評價をとつておいた筈である。賣却処分による値段と自由意志による賣買値段が根本的に相違することは一般に認められるところを、賣却処分されたものに得をしたのは安売りのあざりや商人や山師ばかりである。

日系人の漁船は最初カスト・ケアンに委託され、その價值が下るのを防ぐために出来るだけ早く賣り出すは重要なる事項に使うことになつた。ホートが海軍に於ていち早く集められる抑留された際には、破壊が起つたときは政府でも認めて居り、この破壊も重要なる漁具の紛失に対しては、買主を賠償が支拂われた。マレーケツトは此のホートが一度にケアン・ブールに七ヶ月間というだけの供給が過多となり、賣れなかつたホートは一九四二年八月にカスト・ケアンの牛に渡された。

政府では移動損害という不正義の行われたことを認めて一九四六年半までは、議會のパブリック・アカウント・コミTEE(會計調査委員)で検討された後に、公聴會場によつてコミTEEと設置して損害を調査し、これに相当する賠償を進言させることになつた。かくしてビロー州控訴院のバード判事がコミTEE

ナリーに任命され、二ヶ月以上にわたる調査の結果が報告された。此の困難にして大きな仕事を遂行したバード・コミTEEの進言する賠償は、制限された調査条件の範囲内では先づ公正なるものであると目する人の多くは考へてあつた。信ずるけれども賠償がこの調査の結果にのみ限定されるとしたら、それは合理的で公正なる賠償にというには、遙かに不十分なるものであることをカナダ政府は認めてあつた。信じて、此の陳情書を提出する次第であり、以下の諸点に考へるを拂われたいのである。

(一) 調査条件の範囲が限られていたために困難が起つたこと。

(A) 賣却処分が行われた時に於ける公正なる市價を決定するたために次の如き不都合が起つた。

△或るケースでは、政府側で広範範囲に亘ると認められるように、全然要求者の過失ではないのに、價值が低下している。

△賣却処分された時に買主していた財産は、借取人追立て禁止令が実施されていたために、要求者が居住してあつた時には比して、價值が下つていたのであるが、この事實は調査条件からは除外されていいた。然るにこれらの財産は總移動のためには買

(3) したのであり、移動者は政府からレントすることをすすめるべし、若し彼等がそうしなかつた場合にはカストゲアンが自身で貸した事あり。△日系人が立ち退かされた結果として、日系人のいたタウシヤ地域は、實質上は、ゴエド、タウシヤとなり、市價は低下した。

(B) 高賣上のカットウイル(得意)の損失は調査条件から除外される。ビスネスのカットウイルの大部分は持主が移動したと共に消失した。多くの場合、ビスネスが行われていた場所の貸借が終止すると共に、道具と在庫品のみが残されたのであるが、カストゲアンは店と道具を別々に賣つた例もある。

(C) アカウシト、レーヴアフルへ取立て得る他貸し加除外される。移動者はこれらの貸しを法律の力で取り立てることは出来なかつた。カストゲアンはまた、ごく少数の場合を除いては、強引にこれを取立てることをしなかつたので、その結果として、これらの貸しは大部分は遂に集金されず、今では取り立て不可能となつてゐる。

(D) 調査條件は、カストゲアンによつて賣却と処分した財産のみとなつてゐるが、
△ 總移動の混乱に際して個人で無理矢理に賣却処分しなければならなかつた。條件は右の如くであるに拘らず、カストゲアンは特にビスネスを賣却することをすすむたのである。
△ 日系人漁船處理委員会を通じて船を賣つたのは、ごく少数である。
△ 総移動の混乱に際して個人で無理矢理に賣却処分しなければならなかつた。條件は右の如くであるに拘らず、カストゲアンは特にビスネスを賣却することをすすむたのである。

(E) 財産賣却の損害のほかに、米國の議會が認めてゐるような總移動に附随して起つた損失に対する賠償規定がない。

(二) 價値に對する嚴密なる法律上の證據集の困難

(A) 有らざる種類の財産とこれに六年乃至七年を経過してゐる。

(B) 土地家屋に關しては、広範囲に亘る更改や低下がある。

(C) 紛失又は賣却された道具類に對する評價者の調査が出来ない。

(D) 次の諸点のために要求者は十分な記録を保持し得ない。
△ (敬告) やカストゲアンは、財産を保護されるのと保護したるで、多くの移動者は諸道具に對する詳細なる目録を作らなかつたし、プロパティーに對しては評價をしなかつた。多くの場合、カストゲアンが實際上にそれを持取する前に持ち出され、破壊の密行が行われた。

△ 同じ理由でカストゲアンは、おつて後になるまで詳細な財産目録を作らなかつた。

△ 特に遠隔な場所では、要求者は短時間の通告で移動させられたので、注意不かい財産目録を作らなかつた。

△ 多くの場合、財産評價に關する記録や證據は、移動したを退いた)の家屋内に残して来たのであり、カストゲ

(4) このファイルドモンシニ此らの記録類のうち、特に日本語を記してあるものは、賣買される見込みのないものとして棄れてしまつたので、遂に見出たことは出来なかつた。

(E) 西要求者が広い地域に散在しているところから、^{（ハン）} 護士は要求者と十八分に相談することが出来なかつた。

(F) 有らゆる人々聴會に於て見られるように、西要求者以外の多くの人々は、自かり進んで証拠を提供し又は調査會に入る事興することをしなかつた。

(三) 總移動の影響がなかつたと假定しての
公正なる価値決定が必らず

△調査條件もは、賤値を賣つた時に於ける公正なる市價を決定することと、コミシヨナーは要求されてはいるが、此れは賠償額が不十分となる最も重大要因の一つである。總移動の影響を汲み取らなかつた場合を想像した市價を考へるに於て、公正なる市價を決定すべきである。別言すれば、公正なる市價は、總移動の直接の影響をなした決定されるべきである。總移動の直接の影響によつて、市價が上下されるはならぬ。この論證は、枢密院の決定であり、世界の各國の裁判所を通じて常に權威者によつて主張されることである。

△即ち吾々のケースに於ける公正なる市價は、總移動がなかつたものと假定し、實際に賣却が行われた時に於て、日米人が自由意志を以て賣り出す立場に立つていたものとして、決定されるべきである。故に持主が不在のための値段低下や市場状態の変動その他、總移動のために、普通の場合に於ける賣買が出来なかつた事のためには生起した事柄は、價值決定に當つては除外されるべきである。

△以上を吾々が主張する法律の原則は、あらゆる價值決定にあつて確立されているところであるのに、不幸にして、ハーバード判事は、此れが調査條件に適用できると考へないのである。

◎ 五口々の提議

- (A) レント管理規定の影響を免れ、(安値段で)賣られた有りやうな、ハターの賣却値段に對する歩合を辨償すること。
- (B) 有りやうな賤價の價值低下を補うために賣却値段に對する歩合を辨償すること。
- (C) 賣却したビスマス總額の、カットウイール(得意)の損失として賣却値段に對する、辨償をすること。
- (D) 取り立て出来なかつた貸しに對する歩合を辨償すること。